

# 第2章

令和3年版  
再犯防止推進白書

## 就労・住居の確保等のための 取組

第1節 就労の確保等

第2節 住居の確保等



家族連れの川遊び

## 第1節

## 就労の確保等

## 1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

(1) 職業適性等の把握【施策番号1<sup>※1</sup>】

## (2) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設<sup>※2</sup>において、就労支援体制の充実のため2006年度（平成18年度）からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しており、2021年（令和3年）4月現在、刑事施設<sup>※3</sup>76庁、少年院44庁に配置している。就労支援スタッフは、個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。また、2019年度（令和元年度）からは就労支援を推進する就労支援専門官（キャリアコンサルタント等の資格を有し、キャリアカウンセリング等の就労支援を行う常勤職員）を配置しており、2021年4月現在、刑事施設13庁、少年院3庁に配置し、就労支援体制の一層の充実を図っている。さらに、2020年度（令和2年度）からは、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、矯正官署（ここでは矯正管区及び刑事施設をいう。）及び更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。以下同じ。）が連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整及び就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を実施しており、2021年4月現在、札幌刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所及び福岡刑務所の5庁を実施庁に指定している。

刑事施設において、受刑者に対して、特別改善指導（[資2-2-1](#)参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導（[資2-2-2](#)参照）を実施しており、2020年度の受講開始人員は2,952人であった。また、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施しており、2020年度は、刑事施設25庁26か所において社会貢献作業を実施した。

さらに、刑事施設及び少年院において、受刑者等の職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主<sup>※4</sup>等の出所者等の雇用経験のある事業主等による職業に関する講話を実施しており、2020年度においては、18施設において延べ19回の講話が行われ、延べ2,364名の受刑者等が受講した。

少年院において、在院者に対し、職業指導（[資2-2-3](#)参照）の一環として、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導をする職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、原則として全在院者を対象に、社会人としての基礎マナー、事務処理能力及びパソコン操作能力について108単位時間（1単位時間は50分）をかけ

※1 再犯防止推進計画（<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/ns120000.html>参照）との対応状況を明らかにするために付したものである。

※2 矯正施設  
刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

※3 刑事施設  
刑務所、少年刑務所及び拘留所をいう。

※4 協力雇用主  
保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

で指導することとしている。少年院における処遇の概要については【施策番号75】を参照。

保護観察所において、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】参照）におけるトライアル雇用、職場体験講習及びセミナー・事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っている。また、保護観察対象少年に対しては、必要に応じて少年鑑別所で実施しているアセスメントを活用して就労意欲や職業適性の把握に努めている。

資2-2-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ



出典：法務省資料による。



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

# 就労支援指導

### ■ 指導の目標

社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

- 対象者
  - ・職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 又は
  - ・釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等
- 指導方法 SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材 等
- 実施頻度等 1単元50分 全10単元 標準実施期間：5日間

### カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義、討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST、課題作成、意見発表、討議

出典：法務省資料による。

## 資2-2-3 少年院における職業指導の概要

## 少年院における職業指導

## 目的

在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる。

## 内容

## 職業生活設計指導

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導  
(職業生活設計指導科, サービス科等)

## 【職業生活設計指導科】

種目	目的	細目
社会人としての基礎マナー	社会人として働く上で必要となる知識、態度、コミュニケーション能力等の習得を図るとともに、働く意義を理解し、就労における心構え等を身に付けさせる。	就労支援ワークブック
		ビジネスマナー
		危険予知トレーニング
		キャリアカウンセリング講座
		就職活動や就労継続に必要な基礎知識講座
		就労に関する視聴覚教材の視聴
事務処理能力	職業人として身に付けておく必要のある事務処理能力を付与し、就労後に活かせるようにする。	読解力、基本的会話力
		計算力等
パソコン操作能力	基本的な操作能力を習得させる。	文書作成、表計算等

## 自立援助的職業指導

職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導  
(伝統工芸科, 手芸科, 陶芸科等)



【伝統工芸科】

## 職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導  
(情報処理科, 介護福祉科, 溶接科, 土木・建築科等)



【介護福祉科】

出典：法務省資料による。

### (3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2020年度（令和2年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計53科目の職業訓練が実施され、1万1,849人が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ4,551人であった。また、職業訓練が、より出所後の就労に資するものとなるよう、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、2021年度（令和3年度）には、2020年度に引き続き、建設・土木に関連する職業訓練を一部集約・統合して、同一施設において、より幅広い分野の資格を取得させるなど、訓練内容の更なる充実化を図っている。

職業訓練以外の新たな制度として、2018年度（平成30年度）から、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種における就労体験を通じて、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として職場体験制度を導入している。2019年度（令和元年度）は、13庁で35人が外部の事業所における職場体験を実施したところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度は、2庁で2人が外部の事業所における職場体験を実施した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人<sup>※5</sup>や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行（2006年（平成18年）5月）から2020年末までに、外出538件、外泊27件を実施した。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外で民間企業の事業所等に通勤させて、作業を行わせる外部通働作業を実施し、2020年度末時点において、17庁において21か所の木工・金属・農業等の外部事業所がある。

少年院において、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2020年には、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等の合計8種目の職業指導を実施し、2020年にコンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修、大型特殊自動車（I種）運転免許等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ2,770人であった。

保護観察所において、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に刑務所出所者等を送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

### (4) 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、2018年度（平成30年度）に実施した、全国約1,000社の協力雇用主に対するアンケート調査<sup>※6</sup>において、犯罪をした者等を雇用したことがある協力雇用主の2.7%が、雇用において資格制限が問題になったことがあると回答したことを踏まえ、2019年度（令和元年度）に各府省庁に対して、刑務所出所者等に対する国家資格等の制限の見直しに関する業界団体からの要望の有無等について調査を実施したが、具体的なニーズの把握に至らなかった。

2021年（令和3年）5月に成立した少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）（【施

※5 引受人

引受人とは、刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力をする者をいう。

※6 協力雇用主に対するアンケート調査

協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施したもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。

策番号80参照】)により、18歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられた場合について、資格制限の特例<sup>※7</sup>が適用されないこととなったが、同法律に係る衆議院及び参議院法務委員会の附帯決議<sup>※8</sup>において、若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方についての検討等が求められたことも踏まえ、2021年6月、「再犯防止推進計画等検討会」の下で、外部有識者を構成員とする「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催することとし、若年者の前科による資格制限の在り方について具体的なニーズを踏まえた個別的な検討を進めることとしている。

## 2 就職に向けた相談・支援等の充実

### (1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

#### ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（資2-5-1参照）を実施している。この取組は、矯正施設在在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。2020年度（令和2年度）は合計6,947人に対して支援を実施し、合計3,194件の就職に結び付けた（【指標番号5】参照）。

また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所の理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。2020年度は、セミナー・事業所見学会17回、職場体験講習2回を開催し、トライアル雇用により216人が採用された。

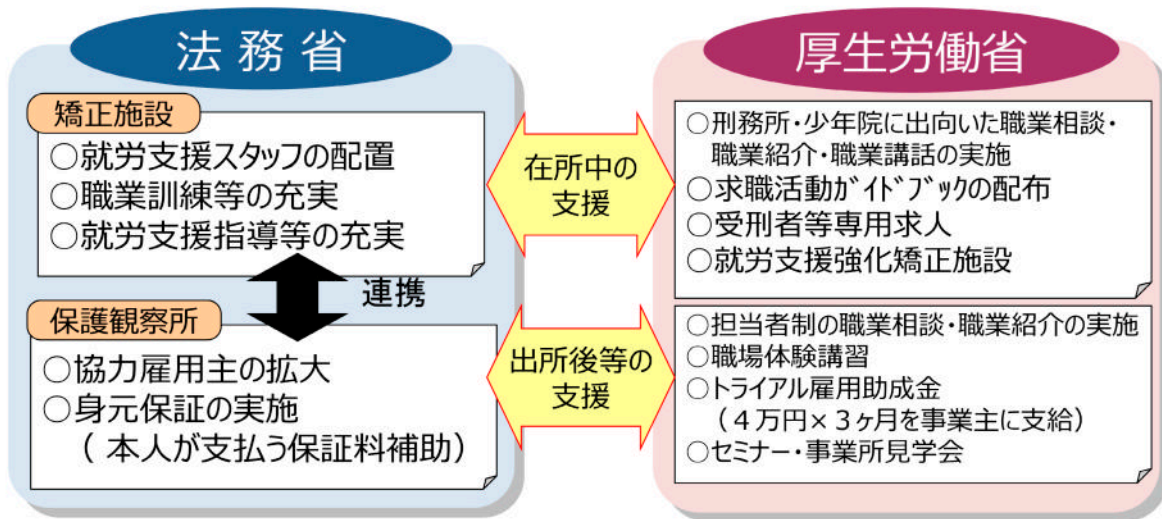
※7 資格制限の特例  
少年法（昭和23年法律第168号）第60条は、少年のとき犯した罪により刑に処せられた場合について、刑による資格制限を一律に緩和している。

※8 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）に係る附帯決議  
衆議院法務委員会における附帯決議（抜粋）  
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。  
一・二（略）  
三 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。  
四・五（略）  
右決議する。  
参議院法務委員会における附帯決議（抜粋）  
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。  
一～三（略）  
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。  
五～八（略）  
右決議する。

## 資2-5-1 刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

## 刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



出典：法務省資料による。

## イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、2016年（平成28年）11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。資2-5-2、資2-5-3参照）を設置しているが、2020年度からは、札幌、仙台、名古屋、広島、高松及び福岡矯正管区にもコレワークを設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図っている。

コレワークでは、受刑者等の帰住予定地<sup>※9</sup>や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するなどしており、2020年度は、事業者からの相談を1,715件受け付け、118件の採用内定に結び付けた。

## 資2-5-2 コレワークのポスター

**社会復帰へのステップを、雇用が支える。**

働くことは、正々堂々と仕事をした人が、再び歩み寄るを促さず社会に返るための大切な一歩となります。あなたの社会復帰にこそ、雇用は大きな力となるのです。

**コレワーク**

犯罪・非行からの立ち直りを目指す人達の雇用をお考えの方は、まずはコレワークまで。フリーダイヤルでお気軽にご相談いただけます。

お問い合わせはフリーダイヤルで **0120-29-5089** 受付時間 10:00～17:00 (年中無休)

ホームページ [http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00070.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html) ※コレワークは、法務省が所管する国の機関です。

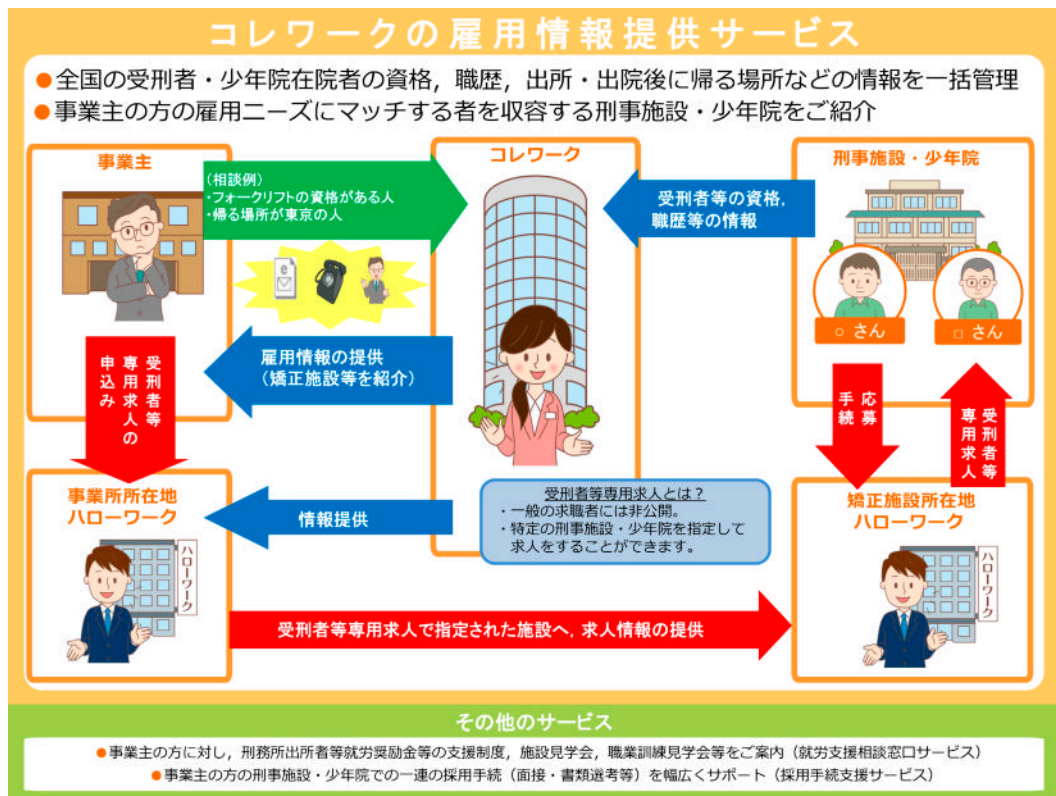
出典：法務省資料による。

※9 帰住予定地

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。



## 資2-5-3 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

## ウ 更生保護就労支援事業

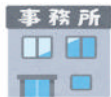
法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-5-4参照）を実施しており、2014年度における実施庁は12庁であったが、2021年度（令和3年度）は、23庁に拡充している（このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている）。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」及び就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っており、2020年度は、就職活動支援2,127件、職場定着支援1,167件を実施した。なお、2019年度（令和元年度）までは、協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っていたが、就労を維持するための継続的な支援の必要性が高いことから、2020年度からは「雇用基盤整備」に代えて、「職場定着支援」を実施している。

## 資2-5-4 更生保護就労支援事業の概要

## 更生保護就労支援事業

## 概要

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業。



更生保護就労支援事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和3年度現在全国20庁で実施（札幌、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、沖縄）  
※岩手、宮城、福島では「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を別途実施

## 内容



出典：法務省資料による。

## エ その他

法務省は、矯正施設において、2014年2月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を行っている。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施しており、2021年度は刑事施設35庁、少年施設1庁に駐在している。

また、2018年度（平成30年度）からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている（写真2-5-1参照）。2020年度は、「就労支援説明会」を延べ51回開催し、これに、延べ4,629人の受刑者等が参加しており、9件の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

## 写真2-5-1 就労支援説明会の様子



写真提供：法務省

## (2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター<sup>※10</sup>が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（写真2-6-1参照）。

## 3 新たな協力雇用主の開拓・確保

### (1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】参照）において、企業等に対し刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施している。2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナー（写真2-7-1参照）や、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー等を開催することが困難な状況が続いた。しかし、2020年7月には、全国8矯正管区においてコレワークが運用を開始し、企業や関係団体等に対する働き掛けを広域的に展開することが可能となり、2,630件の広報活動を実施した。

保護観察所において、各都道府県の就労支援事業者機構<sup>※11</sup>や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。

2018年度（平成30年度）には、法務大臣が経済三団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び公益社団法人経済同友会）のトップと直接面会し、協力雇用主の現状や、法務省が取り組んでいる協力雇用主に対する支援制度について説明した上で、企業における刑務所出所者等の雇用の促進について、経済界の理解と協力を依頼しており、こうした経緯も踏まえつつ、引き続き、2020年度においても、法務省幹部が経済界に対し、刑務所出所者等の就労施策について理解を求め、

写真2-6-1 就労支援の様子



写真提供：警察庁

写真2-7-1 雇用支援セミナーの様子



写真提供：法務省

※10 少年サポートセンター  
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

※11 就労支援事業者機構  
犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。  
全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国経済諸団体、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

協力関係の構築に努めた。

加えて、2019年度（令和元年度）に更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施していた21庁の保護観察所においては、2019年度までの取組である「雇用基盤整備」として、民間の就労支援事業所が持つ企業等ネットワークを活用しながら、協力雇用主募集のパンフレット（資2-7-1参照）の配布、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観察対象者等の雇用について理解と協力を求めた。

これらの取組により、2017年（平成29年）4月時点、1万8,555社であった協力雇用主の数は、2020年10月現在、2万4,213社に増加している（【指標番号6】参照）。

なお、保護観察所において協力雇用主を登録する手続は、警察庁及び厚生労働省と協議した上で2018年8月に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づいて適切に運用している。





## (2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

農林水産省は、協力雇用主の拡大に向け、2014年度（平成26年度）から農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。2016年度（平成28年度）からは、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、個別の事業者に対しても協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。なお、農林漁業関係の協力雇用主の数は、2020年（令和2年）10月1日現在、460社であった。

厚生労働省は、協力雇用主募集のパンフレットをハローワークで配布するなど協力雇用主拡大に向けた広報活動を実施している。

## (3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、2018年（平成30年）から2020年（令和2年）までの間、毎年1月から3月までの3か月を就労支援強化月間と定め、シンポジウムの開催や政府インターネットテレビで協力雇用主に関する情報を放映するなど、積極的な広報啓発活動を実施するとともに、多様な業種の協力雇用主の確保について、経済界の理解と協力を依頼した（【施策番号7】参照）。

保護観察所において、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている。なお、2020年10月1日時点において、建設業が協力雇用主の過半数を占め、次いで、サービス業、製造業の順である。

これらの取組により、2019年（令和元年）10月1日時点で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数は1,556社にまで増加し、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（2014年（平成26年）12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において設定した数値目標（2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の3倍（約1,500社）にする）を達成した。

政府目標達成後も、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の確保は重要であることから、2020年度においても、9月を重点的な取組の期間として設定し、引き続きその確保に取り組んでおり、2020年10月1日時点の実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数は1,391社であった（【指標番号6】参照）。

## 4 協力雇用主の活動に対する支援の充実

### (1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】参照）において、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行っている。また、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所において、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。研修においては、雇用事例の提供等を通して、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等に対し、雇用主への情報提供の必要性を説明し、同意を得た上で提供している。

### (2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（資2-11-1参照）を導入し、2014年度（平成26年度）から更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している。また、2015年度（平成27年度）から

刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度（資2-11-2参照）を導入するとともに、協力雇用主等に対して矯正施設までの旅費支給を実施するなどし、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。2020年度（令和2年度）は、身元保証を1,753件、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,321件実施した。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、企業がコレワーク（【施策番号5イ】参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線を設置したほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減と継続的な支援に努めている。

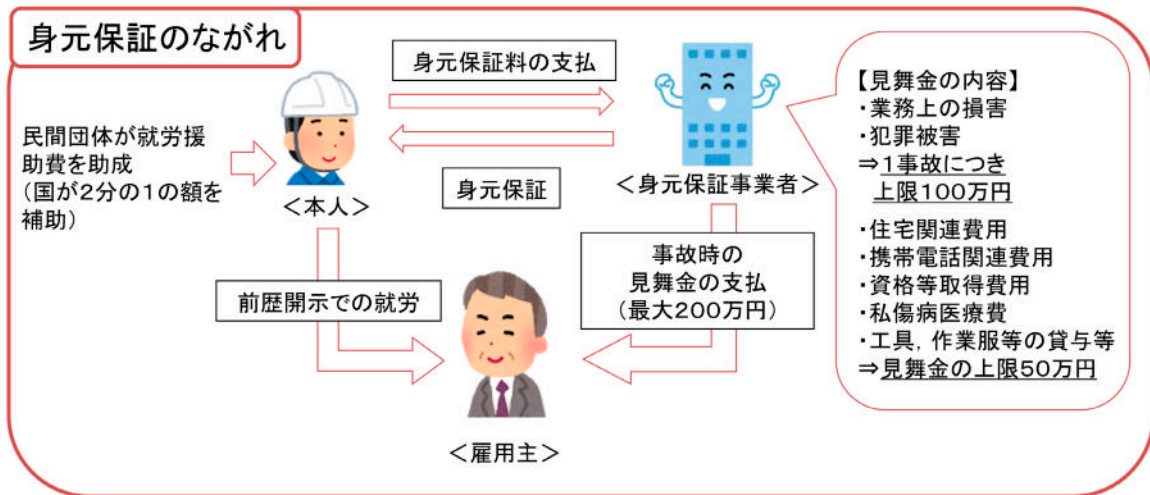
また、2018年度に実施した協力雇用主に対するアンケート調査（【施策番号4】参照）において、各種支援制度を知らなかった協力雇用主が一定数存在したという結果を踏まえて、保護観察所では、協力雇用主に対し、各種支援制度について丁寧に説明するとともに、相談等に乗ることで不安の軽減を図るよう努めている。

### 資2-11-1 身元保証制度の概要

## 身元保証制度

### 概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度



出典：法務省資料による。

## 資2-11-2 刑務所出所者等就労奨励金制度の概要

# 刑務所出所者等就労奨励金

## 1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

【支給要件】

- ①保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
  - ②刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
  - ③正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること
- ※短時間労働者（週20時間未満）を除く

**【支給額】 最大8万円×1～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）**

## 2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

**【支給額】最大2万円×1～3か月目、最大4万円×4～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）**

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用

出典：法務省資料による。

### (3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

また、2018年度（平成30年度）に実施したアンケート調査（【施策番号4】参照）では、刑務所出所者等を雇用したことがある協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等のために住居を準備したことがあった。さらに、刑務所出所者等を雇用したことがある協力雇用主のおよそ2割が連帯保証人になったことがあり、そのうちおよそ4割が連帯保証人として、弁済をしたことがあると回答しており、保護観察所としては、協力雇用主の経済的な不安や負担の軽減を図るため、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度などについて丁寧に説明するとともに、活用促進を図っている。



#### (4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、2018年度（平成30年度）に協力雇用主募集パンフレット（【施策番号7】参照）の内容の見直しを行い、同パンフレットを関係省庁に配布した上で、積極的な活用を依頼したほか、2019年度（令和元年度）から、協力雇用主募集ポスター（資2-13-1参照）を作成し、各府省に配布した上で、積極的な広報を依頼している。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

#### 資2-13-1 協力雇用主ポスター



出典：法務省資料による。

### 5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

#### (1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護処分を受けた保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組を行っており、2020年度（令和2年度）末までに、法務省73人（うち少年鑑別所64人）、厚生労働省1人の合計74人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理するとともに、2020年3月、他の府省庁に参考指針<sup>\*12</sup>として示し、雇用受入れの検討等について協力を求めている。なお、地方公共団体のうち、保護観察対象者を雇用する取組を実施している団体は、2020年12月末時点で、69団体である。

#### (2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、保護観察所が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は2020年度（令和2年度）は36件であった。

なお、2020年12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、162の地方公共団体（実施予定を含む。）では入札参加資格の審査に際して、63の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等を評価している（資2-15-1参照）。

\*12 参考指針URL (<https://www.moj.go.jp/content/001318796.pdf>)



法務省は、これらの取組実績を踏まえ、協力雇用主の受注機会を増大させる上での留意事項を整理するとともに、2020年3月、他の府省庁に参考指針（【施策番号14】参照）として示し、受注機会の増大を図るための積極的な取組について協力を求めている。

### 資2-15-1 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

## 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

### 取組の根拠

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

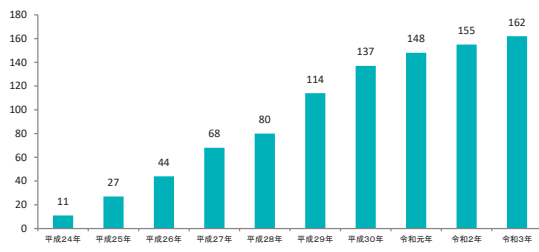
第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

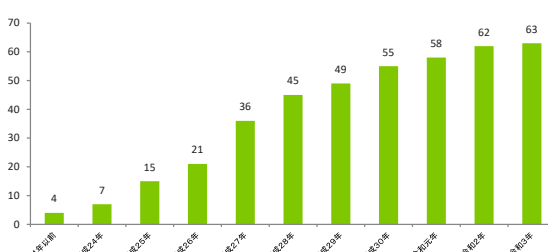
### 入札参加資格審査における 優遇措置

### 総合評価落札方式における 優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



162団体



63団体

令和2年12月末現在（実施予定を含む。）

出典：法務省資料による。

### (3) 補助金の活用【施策番号16】

法務省は、2019年度（令和元年度）、各府省における補助金事業を調査の上、協力雇用主であること等を評価に取り入れることなど、協力雇用主の活動に資する補助金の活用の在り方に関する検討・協議を行った。その結果、2020年度（令和2年度）には、総務省所管の補助金「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」において、一定の要件を満たした協力雇用主の活動への支援内容を強化することとし、障害のある出所者等に対して住居を提供するとともに、日常生活能力の維持・向上のための訓練を行う再犯防止に関する事業を1件採択したほか、農林水産省における補助金「農の雇用事業」において、協力雇用主を含む農業法人等が刑務所出所者等を雇用して研修を実施する場合に支援単価を加算している。法務省は、これらの補助金が有効に活用されるよう、要件を満たすと考えられる協力雇用主に対してこれらの補助金に係る手続等を周知し、活用の検討を働き掛けるなどしている。

### (4) 協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行い、2018年（平成30年）秋の褒章以降、2020年（令和2年）までに、更生保護に寄与した功績により、5名の協力雇用主が藍綬褒章を受章している。

## 6 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

### (1) 就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、就労した者の離職を防止することを目的に、(公財)日本財団が実施している職親プロジェクト<sup>※13</sup>の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組の試行を2017年度(平成29年度)から開始した。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度(少年院法第146条)を設けており、2020年(令和2年)には退院者等からの相談を675件受け付けた。

少年鑑別所において、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応しており、2020年は、1万1,527件の相談等を受け付けた。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、2012年(平成24年)1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業(【施策番号5ウ】参照)を実施しており、協力雇用主の開拓を推進する雇用基盤整備や、刑務所出所者等に対して就労を継続するために必要な住まい探し等の定住支援を併せて行っている。2020年度は、雇用基盤整備として協力雇用主の開拓を91件、定住支援を68件実施した。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

### (2) 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院法第146条に基づき、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けている(【施策番号18】参照)。

コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている(【施策番号5イ】参照)。

保護観察所において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合は、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業(【施策番号5ウ】参照)においても、協力雇用主に対し、職場定着を実現するための支援を行っている。加えて、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、2018年度(平成30年度)にアンケート調査(【施策番号4】参照)を実施したところ、刑務所出所者等を雇用したことがあると回答した協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等が無断欠勤、意欲の乏しさ、人間関係のトラブルといった就労上の問題を抱えていることに加え、雇用しても、雇用後半年以内に辞めてしまうと回答しており、就労を継続させていくためには、被雇用者及び協力雇用主双方に対する継続的な訪問・指導等のフォローアップが必要であることが明らかになった。そのため、2020年度(令和2年度)から、更生保護就労支援事業(【施策番号5ウ】参照)において、就労継続に必

※13 職親プロジェクト

(公財)日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。2021年(令和3年)3月現在、職親企業として175社が参加し、累計342名の少年院出院者や刑務所出所者が職親企業に内定している。

要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」を新たに実施（「雇用基盤整備」は2019年度（令和元年度）で終了）し、2021年度（令和3年度）は更生保護就労支援事業を23庁の保護観察所に拡充した。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

### （3）離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している23庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者が離職して再び就職に向けた支援を行う必要がある場合は、速やかに再就職ができるよう職業相談・職業紹介等を行っている。

## 7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

### （1）受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、受刑者の就労意欲の養成、規則正しい勤労生活の維持等のため、受刑者を刑務作業に従事させており、個々の受刑者が実施する作業は、各刑事施設が、民間企業から受注等した作業の中から、個々の受刑者の資質、能力、就労歴等を考慮した上で指定している。そのため、受刑者の多様な特性に応じた刑務作業を指定できるよう、各刑事施設において、様々な業種の民間企業に対する受注活動を行っている。2020年度（令和2年度）から、高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得ながら、身体機能や認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を府中刑務所において実施しているが、2021年度（令和3年度）からは、宮城刑務所、東日本成人矯正医療センター、岡崎医療刑務所及び北九州医療刑務所の4庁を試行庁として追加した。

さらに、法務省は、福祉的支援の対象外であるものの、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難あるいは継続できない、一般就労と福祉的支援の狭間にある者について、矯正施設在所中に、社会生活に必要な認知機能等の強化を図るとともに、就労先等を確保するため、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を広島刑務所及び広島少年院において試行している（【コラム2参照】）。

## 広島大学と連携したコグトレによる就労移行準備指導の取組

広島刑務所

広島刑務所では、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの試行庁として、コグトレ<sup>※14</sup>による就労移行準備指導を実施しています。

このプログラムの目的は、再犯防止の一環として、一般就労と福祉的支援の狭間にある受刑者に対して作業療法を活用した指導を行うことで、出所後の継続的な就労と円滑な社会復帰に必要な社会適応能力を向上させることにあります。

プログラムの指導者は、作業療法士、教育専門官、刑務官であり、全15単元から成るプログラムを、年間2グループ、1グループおおむね8名で実施しています。

プログラムの受講者は、就労意欲を有し、出所時におおむね65歳以下の者の中から、知能指数や残りの刑期を考慮して選定します。そして、常に受刑者を身近で指導している処遇担当部署の工場担当職員が記入した受刑者の行動特徴に係るチェックリストを参考に、教育担当部署の職員が候補者本人と面接を行い、本人の意思確認を行った上で、最終的な受講者を決定しています。受講者の多くは、日常生活において、医療的な対応や福祉的な支援が特に必要というわけではなく、通常の刑務作業に従事していますが、作業や課題をこなすことに時間が掛かり、素早く正確に行うことが苦手であることが多いほか、人の話や口頭での指示などを聞き取ることが苦手であるといった困難を抱えています。

プログラムの内容は、認知機能強化トレーニング、認知作業トレーニング及び認知社会スキルトレーニングを組み合わせたものであり、コグトレと呼ばれる手法で構成しています。受刑者に不足していると思われる社会適応能力のうち、認知機能の弱さ、感情統制の弱さ、融通の利かなさ、不適切な自己評価、対人スキルの乏しさや身体的不器用さを改善させることを主眼として取り組んでいます。

例えば、プログラムにおいては、「コグトレ棒」という道具を使用して身体イメージ力を高める訓練を行います（写真1）。この訓練は、身体の使い方が不器用な者には、身体を正確に動かすために必要な脳と身体各部との間の神経伝達機能が上手く働いていないケースが多く見られることに着目し、認知機能と並行して神経伝達機能の向上を図ろうとするものです。

また、コグトレは「覚える」「数える」「写す」「見つける」「想像する」の合計5つの分野をターゲットにしていますが、「想像する」という分野をターゲットとした課題に苦慮する受講者が多く見られました（写真2）。

様々なトレーニングを実施していく中で、未知の指導に対する警戒心からか、指導者や自分に否定的な言葉を向ける受講者もいましたが、徐々に肯定的な言葉が増えていきました。指導を通して、良好な生活環境や人間関係の大切さに気付いた受講者が多かったことがうかがえます。当初、プログラムに抵抗を示していた者の多くが、修了時には、「参加してよかった」、「自分の問題点に気付くことが出来た」などの感想を述べていました。

本取組は、広島大学と連携をしていることから、科学的な根拠に基づいたアセスメントを指導の前後に実施して、効果の検証ができるという特徴があります。プログラム受講前に個々の受講者の能力を数値化し、プログラム受講後の数値と比較することで、プログラムの効果検証を実施しており、その結果、認知機能等の向上が認められているところです。また、その結果については受講者本人にも示すことで、自分の能力の向上した部分を視覚的に理解できるようにしており、このことが、本取組をはじめ各種指導に対する意欲の向上につながっています。加えて、本指導を修了した者を就労支援指導（R6）<sup>※14</sup>に編入することで、就労の意欲を更に高めさせる取組も進めたいと考えています。

最後に、本取組は、一般就労と福祉的支援の狭間にある者を対象とするという難しさがありますが、作業療法という新たな視点を取り入れ、これまで十分にアプローチできなかった受刑者に対する処遇の充実を図ることは、再犯防止に大きく貢献し、意義深いことであると考えています。今後も広島大学の御協力をいただきながら、プログラムの更なる改良を行うなど、より良い指導を実施していきたいと思っております。

※14 就労支援指導（R6）

就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けた取組を具体化させるための指導であり、特別改善指導に位置付けられている。【施策番号2】参照。

注 コグトレ

認知〇〇トレーニング (Cognitive 〇〇 Training) の略称で、認知機能強化トレーニング (Cognitive Enhancement Training)、認知作業トレーニング (Cognitive Occupational Training)、認知社会スキルトレーニング (Cognitive Social Training) の3つのトレーニングで構成されています。



写真1 コグトレ棒を使用した受講風景

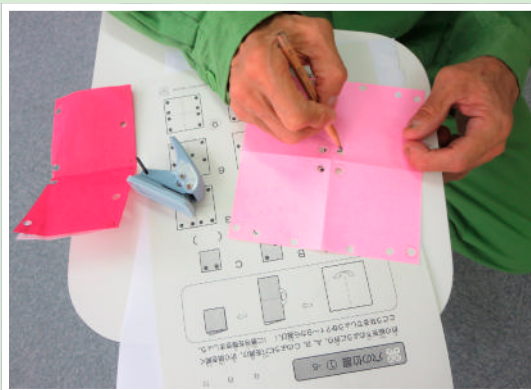


写真2 折り紙を使用して穴の位置を想像するトレーニング

## (2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号5ア】参照）。保護観察対象者等のうち、障害者、生活困窮者等についても個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を検討・実施している。

法務省は、矯正施設在在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、2014年度（平成26年度）から社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレット（[資2-22-1](#)参照）を配布しており、2020年度（令和2年度）は、少年院在院者を含め、延べ3,885部を配布した。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲や障害の程度等に応じた希望する就労が実現できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業（以下「就労系サービス」という。[資2-22-2](#)参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法<sup>\*15</sup>に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、2018年度（平成30年度）障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所（就労定着支援事業を除く。）において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（[資2-22-3](#)参照）や就労訓練事業（[資2-22-4](#)参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、生活困窮者の一層の自立を促進するため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化

\*15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資2-22-1 就労支援制度の紹介のリーフレット



出典：法務省資料による。

資2-22-2 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇込契約に基づく就労が可能である者に対して、雇込契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇込契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6ヶ月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6ヶ月を経過した者
報酬単価	468～1,128単位/日 <定員20人以下の場合> ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	319～724単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」、「地域連携活動」の5つの項目による総合評価	Ⅰ「平均工賃月額」に応じた報酬体系 566～702単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※平均工賃月額が高いほど高い報酬 Ⅱ「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系 556単位/日 <定員20人以下の場合>	1,046～3,449単位/月 <利用者数20人以下の場合> ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬
事業所数	2,992事業所 (国保連データ令和3年4月)	3,946事業所 (国保連データ令和3年4月)	14,060事業所 (国保連データ令和3年4月)	1,343事業所 (国保連データ令和3年4月)
利用者数	35,716人 (国保連データ令和3年4月)	77,307人 (国保連データ令和3年4月)	290,559人 (国保連データ令和3年4月)	13,141人 (国保連データ令和3年4月)

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

○ 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- ▶ 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- ▶ プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

○ 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

○ 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接
- ・応募書類作成指導・キャリアコンサルティング・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等



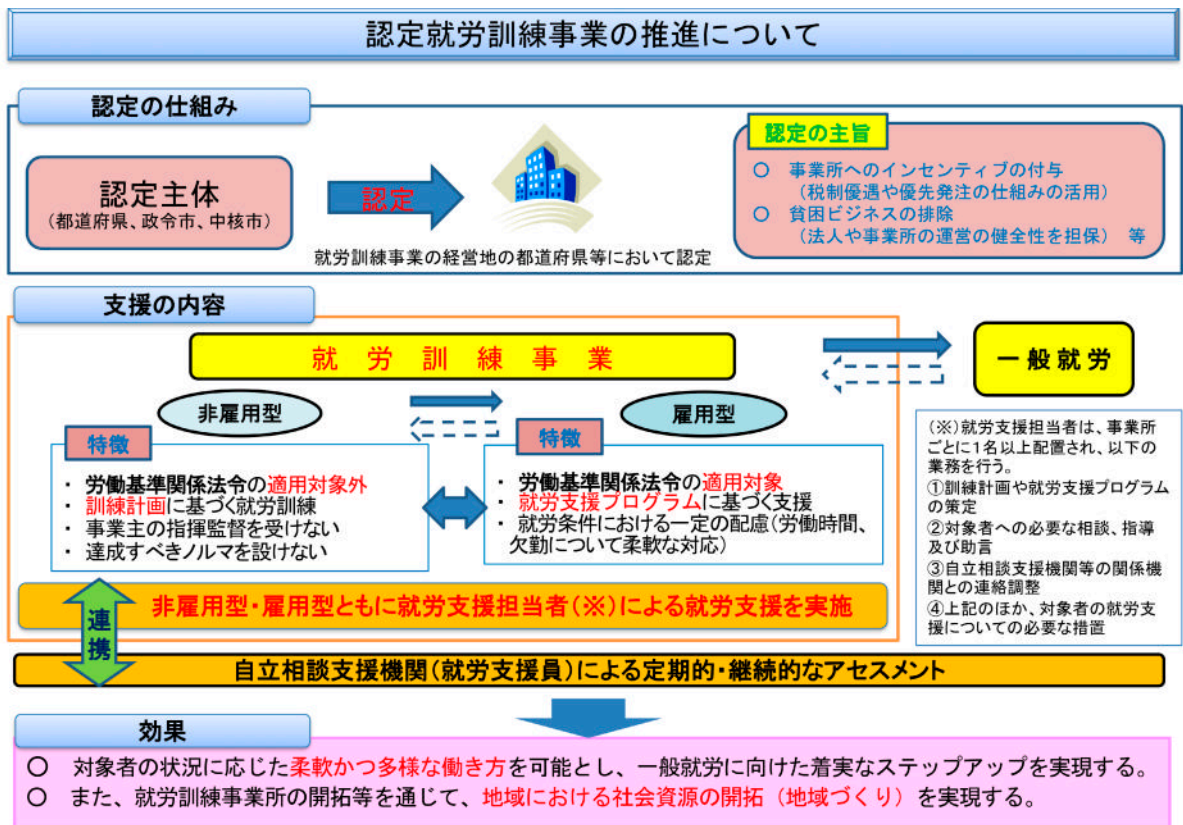
効果

○ 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。



## 資2-22-4 就労訓練事業の概要



出典：厚生労働省資料による。

### (3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進め、2021年(令和3年)5月末現在、全国164団体との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、2013年度(平成25年度)から、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的支援との狭間にある者への就労支援について協議を行っており、2020年度(令和2年度)は2回開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについて、協力雇用主としての登録も促している。

なお、2018年度(平成30年度)から、ソーシャルビジネスを運営する企業の視察等を通じ、矯正施設とソーシャルビジネスとの連携の在り方等についての検討も進めており、ソーシャル・ファームと連携し、少年院在院者が同ファームに帰住し、生活の安定を図るための支援の枠組みを構築するための検討を行っているところ、2019年度(令和元年度)は、この取組の中で、1名の在院者がソーシャルファームに帰住した。

さらに、2019年6月に決定された「農福連携<sup>※16</sup>等推進ビジョン」において、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組への広がりが見込まれたことから、法務省及び農林水産省が連携し、一般就労と福祉的支援との狭間にある刑務所出所者等の就農に向けた取組を推進している。

また、2020年3月に経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関

※16 農福連携

農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

係省庁等の様々な関係者が参加し、国民的運動として農福連携等を展開していくため、農福連携等応援コンソーシアムを設置するとともに、農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて横展開を図る「ノウフク・アワード2020」を2021年3月に実施した。

## 第2節 住居の確保等

### 1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

#### (1) 帰宅先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正により、2016年（平成28年）6月から、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整<sup>\*17</sup>の充実を図っている（【特集1第2節】参照）。具体的には、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰宅先<sup>\*18</sup>等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、福祉サービスや民間の依存症回復支援施設等への帰宅などの調整も含め、適切な帰宅先を迅速に確保するための取組を行っている。2020年（令和2年）は、地方更生保護委員会における受刑者等に対する帰宅先等の調整に関する面接調査が4,201件行われた。また、加速化プランにおいて、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図ることを明記し、2020年度からは、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁に駐在させ、その運用の積極化を図っている。

#### (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院において、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行っており、2020年（令和2年）は、延べ679回の保護者会を実施し、延べ2,248人の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育<sup>\*19</sup>への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2020年は、各種行事への参加や、非行問題に関する親子講座等、延べ137回の保護者参加型プログラムが実施され、延べ880人の保護者が参加した。これらの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、個別での開催に変更するなどの措置を講じた。

保護観察所において、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等

\*17 生活環境の調整

受刑者等の出所後の帰宅予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰宅予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。これに加えて、地方更生保護委員会において、調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して指導や助言を行っているほか、収容中の者との面接等による調査も行っている。これらの調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

\*18 帰宅先

帰宅先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

\*19 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・家族会<sup>\*20</sup>を開催している。2020年度は、引受人・家族会を99回実施し、492人の引受人や家族が参加した。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、集合形式の開催方法を見直し、引受人等に対して薬物依存に関する情報提供を個別に行ったほか、家族に対して外部講師を招いての個別相談会を開催するなど代替措置を講じた。

## ② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

### (1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護<sup>\*21</sup>の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設である。

2021年（令和3年）4月現在、全国に103の施設があり、更生保護法人<sup>\*22</sup>により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88施設、女性のみ受け入れている施設が7施設、男女とも受け入れている施設が8施設となっている。収容定員の総計は2,402人であり、男性が成人1,900人と少年311人、女性が成人140人と少年51人である。

2020年度（令和2年度）の委託実人員は7,206人（そのうち、新たに委託を開始した人員は5,791人）、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は56万785人で、1人当たりの平均在所期間は77.8日であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】を参照）。

また、加速化プランにおいては、2022年（令和4年）までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させることを成果目標としており、それを踏まえ、更生保護施設における、満期釈放者に対する受入れや相談支援等の充実（【特集1第2節】参照）について検討を進めている。

### (2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、保護観察対象者等が抱える問題の複雑化など、近年の更生保護事業<sup>\*23</sup>を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する検討を行うため、2018年度（平成30年度）及び2019

#### ※20 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになること等を目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

#### ※21 更生緊急保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

#### ※22 更生保護法人

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。

#### ※23 更生保護事業

更生保護事業法第2条第1項に定める事業で、「継続保護事業」、「一時保護事業」及び「連絡助成事業」をいう。継続保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業。

一時保護事業とは、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業。

連絡助成事業とは、継続保護事業、一時保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業。

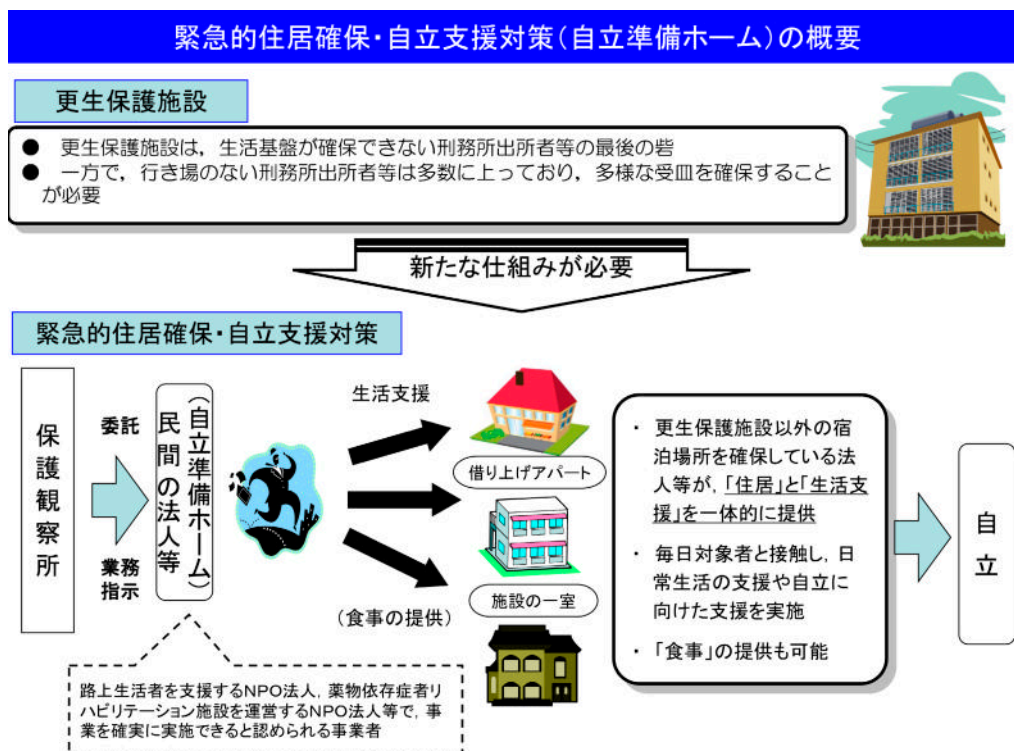
年度（令和元年度）に更生保護事業の実務者等による意見交換会を開催した。また、2018年度に開催した学識経験者等を構成員とする有識者検討会及び意見交換会による検討を踏まえ、2019年度には、全国の更生保護事業者と協議・検討を行う「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催した。

2019年3月、有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業に関する提言」<sup>※24</sup>を得た。提言においては、更生保護施設退所者へのフォローアップの重要性等についての指摘がなされ、これを更生保護施設の処遇の一部として明確に位置付けるための制度の充実や見直し等が求められた。これを踏まえ、更生保護施設退所後の支援の充実を図るため、2021年（令和3年）10月から、全国8施設において訪問支援モデル事業を開始することとしている（【施策番号95】参照）。

### (3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から、「緊急的住居確保・自立支援対策」（資2-28-1参照）を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活支援（自立準備支援）を委託するものであり、この宿泊場所は自立準備ホームと呼ばれている。2021年（令和3年）4月現在の登録事業者数は447事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が152事業者、会社法人が114事業者、宗教法人が43事業者、その他が138事業者となっており、多様な法人・団体が登録されている。2020年度（令和2年度）の委託実人員は1,719人（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,417人）、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は12万7,567人であり、1人当たりの平均在所期間は74.2日であった。

#### 資2-28-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要



出典：法務省資料による。

※24 「これからの更生保護事業に関する提言」関係資料URL  
[https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo12\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo12_00002.html)  
 （法務省ホームページ「これからの更生保護事業に関する有識者検討会について」ページへリンク。）



### ③ 地域社会における定住先の確保

#### (1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の中には地域社会に適切な定住先を確保できない者がいるという課題を踏まえ、2018年度（平成30年度）に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられた。また、加速化プランにおいては、生活環境の調整等による受け皿の確保として「居住支援法人<sup>※25</sup>と連携した新たな支援の在り方を検討する」こととしており、これを踏まえ、具体的な支援の在り方について検討することとしている。2020年度（令和2年度）は、刑務所出所者等の住まいの確保やセーフティーネット機能の強化に向けて、厚生労働省、国土交通省及び法務省が連携し、関係機関での情報共有や協議を行う「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催した。

#### (2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、更生保護官署において、その相談内容を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うとともに、身元保証制度（【施策番号11】参照）の活用事例について情報提供等を行うことで、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

#### (3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請を行い、あわせて、矯正施設出所者が該当する可能性が高い「著しく所得の低い世帯」は、公募が原則である公営住宅において、特に居住の安定確保が必要な者として、各事業主体の判断により、抽選倍率を優遇するなどの優先入居の取扱いが可能であることを踏まえ、「著しく所得の低い世帯」を優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行っている。

#### (4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者<sup>※26</sup>に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。加えて、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】参照）として、定住先が円滑に確保できない保護観察対象者等に対し、定住を実現するための支援を行っている。

※25 居住支援法人

居住支援法人（住居確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する法人）とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

※26 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等。

**(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】**

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等による釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないなど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期出所者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護（【施策番号26】参照）の制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

地方更生保護委員会において、満期出所が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護の制度について説示し、申出への動機付けを行うとともに、更生緊急保護の申出見込みについて保護観察所に必要な情報提供を行っている。また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている（【特集1第2節】参照）。2020年（令和2年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,383人の満期出所者への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

